

**特別養護老人ホーム ふるさとの杜かみのもと**  
**ご利用料金表**  
**【3割負担】**

**1. 施設利用料金**

※ 太字のみ円表示、それ以外は単位数表示

項目(略称)		介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
A 介護保険 (3割負担分)	ユニット型福祉施設 I (基本サービス費)	670／日	740／日	815／日	886／日	955／日	
	サービス提供体制強化加算 II			18／日			
	看護体制加算 I 2			4／日			
	看護体制加算 II 2			8／日			
	栄養マネジメント強化加算			11／日			
	夜勤職員配置加算 II 2			18／日			
	個別機能訓練加算 I			12／日			
	① 1日の合計	741／日	811／日	886／日	957／日	1,026／日	
	② 1ヶ月の合計 (①×31日)	22,971／月	25,141／月	27,466／月	29,667／月	31,806／月	
	③ 経口維持加算 I 口腔衛生管理加算 II 協力医療機関連携加算 1 個別機能訓練加算 II・III 科学的介護推進体制加算 II 高齢者施設等感染対策向上加算 II (2+655)	23,626／月	25,796／月	28,121／月	30,322／月	32,461／月	
	④ 処遇改善加算 I (③×14.0%)	3,308／月	3,611／月	3,937／月	4,245／月	4,545／月	
	⑤ 1ヶ月の総単位数 (③+④)	26,934／月	29,407／月	32,058／月	34,567／月	37,006／月	
	⑥ 地域別単位単価 (6級地)	10.27円／単位					
	1ヶ月の合計料金(A) (31日)	<b>82,984 円</b>	<b>90,603 円</b>	<b>98,771 円</b>	<b>106,501 円</b>	<b>114,016 円</b>	
1ヶ月の合計料金(A) 計算式 : ((⑤×⑥) - (⑤×⑥×70%)) ・・・ 小数点以下切り捨て							
介護保険負担限度額認定		※食費と居住費の軽減を受けるためには介護保険負担限度額認定の申請が必要です					
B 食費・居住費 (実費負担分)	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方および生活保護を受給されている方</li> <li>・預貯金等の合計額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方</li> </ul>					
		食 費	300円／日	居住 費	880円／日		
			9,300円／月		27,280円／月		
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	<b>36,580 円</b>					
	1ヶ月の合計料金(A) + (B)	<b>119,564 円</b>	<b>127,183 円</b>	<b>135,351 円</b>	<b>143,081 円</b>	<b>150,596 円</b>	
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で80万円以下の方</li> <li>・預貯金等の合計額が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方</li> </ul>					
		食 費	390円／日	居住 費	880円／日		
			12,090円／月		27,280円／月		
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	<b>39,370 円</b>					
	1ヶ月の合計料金(A) + (B)	<b>122,354 円</b>	<b>129,973 円</b>	<b>138,141 円</b>	<b>145,871 円</b>	<b>153,386 円</b>	
	第3段階 ①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で80万円超120万円以下の方</li> <li>・預貯金等の合計額が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方</li> </ul>					
		食 費	650円／日	居住 費	1,370円／日		
			20,150円／月		42,470円／月		
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	<b>62,620 円</b>					
	1ヶ月の合計料金(A) + (B)	<b>145,604 円</b>	<b>153,223 円</b>	<b>161,391 円</b>	<b>169,121 円</b>	<b>176,636 円</b>	
	第3段階 ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税非課税世帯で年金収入等が年間で120万超の方</li> <li>・預貯金等の合計額が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方</li> </ul>					
		食 費	1,360円／日	居住 費	1,370円／日		
			42,160円／月		42,470円／月		
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	<b>84,630 円</b>					
	1ヶ月の合計料金(A) + (B)	<b>167,614 円</b>	<b>175,233 円</b>	<b>183,401 円</b>	<b>191,131 円</b>	<b>198,646 円</b>	
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階～第3段階の対象要件を満たさない方</li> <li>※負担限度額認定の対象外であり、食費と居住費の軽減なし</li> </ul>					
		食 費	1,740円／日	居住 費	2,500円／日		
			53,940円／月		77,500円／月		
	1ヶ月の合計料金(B) (31日)	<b>131,440 円</b>					
	1ヶ月の合計料金(A) + (B)	<b>214,424 円</b>	<b>222,043 円</b>	<b>230,211 円</b>	<b>237,941 円</b>	<b>245,456 円</b>	

令和7年7月1日現在

※ 上記料金は概算であり、実際のご利用料金と異なる場合がございます。

## 2. その他の料金（希望者・該当者のみ）

項目	金額	項目	金額
電化製品使用料（1品目当たり）	50円／日	理美容代	実費
教養娯楽費	実費	文書料	実費

※ 医療費（診察料・処置料・入院料・薬剤費等）につきましては嘱託医および他の医療機関を含め、全て自己負担となります。

## 3. 加算料金（介護保険対象）

※ 全て単位数表示

加算名（略称）	単位数	算定要件
体制加算	サービス提供体制強化加算 II	18／日 ・介護福祉士の占める割合が介護職員総数の60%以上。
	看護体制加算 I 2	4／日 ・常勤の看護師を1名以上配置していること。
	看護体制加算 II 2	8／日 ・看護職員を入居者25人に対して1名以上配置し、人員配置基準よりも1名以上配置すること。 ・当施設の看護職員または病院等との連携により、24時間対応の連絡体制を確保すること。
	栄養マネジメント強化加算	11／日 ・常勤の管理栄養士を2名以上配置し、入居者ごとの継続的な栄養管理を強化すること。 ・栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること。
	夜勤職員配置加算 II 2	18／日 ・夜勤を行う介護職員と看護職員を、人員配置基準よりも1名以上配置すること。
	日常生活継続支援加算 II	46／日 ・介護福祉士を入居者6人に対して1名以上配置し、以下の要件のいずれかを満たすこと。 ①新規入居者のうち、要介護4と要介護5の入居者の占める割合が70%以上。 ②新規入居者のうち、認知症日常生活自立度「Ⅲ」以上の入居者の占める割合が65%以上。 ③痰の吸引等の医療行為が必要な入居者の占める割合が入居者総数の15%以上。 ※①②の算定については前6ヶ月または前12ヶ月の期間内に割合を計算する。
	高齢者施設等感染対策向上加算 II	5／月 ・要件を満たした医療機関による、感染制御に係る実地指導を3年に1回以上受けていること。
	協力医療機関連携加算 1	50／月 ・協力医療機関との間で急変時の相談および診療体制、入院受け入れ体制を確保していること。 ・協力医療機関との情報共有を目的とした会議を月に1回以上開催していること。
	科学的介護推進体制加算 II	50／月 ・入居者ごとの基本的な情報と疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、提出した情報を活用していること。
	安全対策体制加算	20／回 ・組織的に安全対策を実施する体制（外部研修を受けた担当者の配置・安全対策部門の設置）が整備されていること。
実施加算	介護職員等待遇改善加算 I	総単位数×14.0%／月 ・計画に沿った賃金改善を実施し、且つ月額賃金改善要件 I II、キャリヤパス要件 I II III IV V、職場環境等要件を満たしていること。
	初期加算	30／日 ・施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、新規に入居した日から起算して30日間に限って算定。また、30日を超える病院等への入院後に再入居した場合も同様。
	個別機能訓練加算 I	12／日 ・常勤且つ専従の機能訓練指導員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師）を1名以上配置し、機能訓練指導員・看護職員・介護職員・生活相談員・その他の職種の者が共同して入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づいて計画的に機能訓練を実施していること。
	個別機能訓練加算 II	20／月 ・個別機能訓練加算 I を算定していること。
	個別機能訓練加算 III	20／月 ・個別機能訓練加算 II、口腔衛生管理加算 II、栄養マネジメント強化加算を算定していること。
	口腔衛生管理加算 II	110／月 ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを月2回以上実施。 ・口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること。
	経口維持加算 I	400／月 ・医師または歯科医師から経口摂取の継続に特別な管理が必要と指示された入居者ごとに経口維持計画を作成し、多職種による食事の観察や会議等を月に1回以上開催していること。
	看取り介護加算 I 1～4	① 72／日 ② 144／日 ③ 680／日 ④ 1280／日 ・常勤の看護師を1名以上配置し、24時間対応の連絡体制を確保していること。 ・看取りに関する指針を定め、入居の際に本人および家族等に対して説明し同意を得ること。 ・看取りに関する職員研修を実施していること。 ・①死亡日45～31日前、②死亡日30～4日前、③死亡日前夕日・前日、④死亡日に算定。
	外泊時費用	246／日 ・入居者が病院等へ入院した場合および居宅における外泊を認めた場合。但し、入院または外泊の初日と最終日は算定できない。（月6日間限度）

### 【その他の加算】

#### 《体制加算》

・高齢者施設等感染対策向上加算 I	10／月	・褥瘡マネジメント加算 I	3／月
・協力医療機関連携加算 2	5／月	・排せつ支援加算 I	10／月
・生産性向上推進体制加算 I	100／月	・自立支援促進加算	280／月
・生産性向上推進体制加算 II	10／月	・常勤医師配置加算	25／日
・認知症チームケア推進加算 I	150／月	・精神科医療養指導加算	5／日
・認知症チームケア推進加算 II	120／月	・認知症専門ケア加算 I	3／日
・ADL維持等加算 I	30／月	・認知症専門ケア加算 II	4／日
・ADL維持等加算 II	60／月	・在宅復帰支援機能加算	10／日

#### 《実施加算》

・退所前訪問相談援助加算	460／回	・排せつ支援加算 II	15／月
・退所後訪問相談援助加算	460／回	・排せつ支援加算 III	20／月
・退所時相談援助加算	400／回	・経口維持加算 II	100／月
・退所時情報提供加算	500／回	・経口移行加算	28／日
・退所時栄養情報連携加算	250／回	・若年性認知症入所者受入加算	120／日
・再入所時栄養連携加算	70／回	・認知症行動・心理症状緊急対応加算	200／日
・療養食加算	200／回	・看取り介護加算 II 1	72／日
・配置医師緊急時対応加算 1	6／回	・看取り介護加算 II 2	144／日
・配置医師緊急時対応加算 2	325／回	・看取り介護加算 II 3	780／日
・配置医師緊急時対応加算 3	650／回	・看取り介護加算 II 4	1,580／日
・特別通院送迎加算	1,300／回	・新興感染症等施設療養費	240／日
・褥瘡マネジメント加算 II	594／月	・外泊時在宅サービス利用費用	560／日
	13／月	・在宅・入所相互利用加算	40／日

※ 体制加算は全入居者一律算定、実施加算は該当者のみの算定となります。